一　平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に国会職員（給与規程第十五条に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は国会職員であって適用される給料表並びにその職名若しくは職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職名又は職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正規程附則第十一条の規定の適用を受けない国会職員に限る。）若しくは特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員でその号給が一号給から三号給までであるものからこれらの国会職員以外の国会職員（以下この項において「減額改定対象国会職員」という。）となった者（同月一日に減額改定対象国会職員であった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象国会職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日）において減額改定対象国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額（給与規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象国会職員以外の国会職員であった期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職名又は職務の級	号給
特別給料表	各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一号給から七号給まで
行政職給料表(一)	一級	一号給から九十三号給まで
	二級	一号給から七十六号給まで
	三級	一号給から六十号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から三十六号給まで
	六級	一号給から二十八号給まで
	七級	一号給から十六号給まで
	八級	一号給から四号給まで
行政職給料表(二)	一級	一号給から百二十一号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から七十六号給まで
	四級	一号給から四十八号給まで
	五級	一号給から三十二号給まで

速記職給料表		
	一級	一号給から六十五号給まで
	二級	一号給から七十七号給まで
	三級	一号給から六十号給まで
	四級	一号給から三十六号給まで
	五級	一号給から三十二号給まで
	六級	一号給から三十二号給まで
議院警察職給料表		
	一級	一号給から百四号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から六十八号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から三十六号給まで
	六級	一号給から二十八号給まで

二　平成二十三年六月一日において減額改定対象国会職員であった者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象国会職員であった者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

2　平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であった者から引き続き新たに国会職員となった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

（平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号給の調整）

第四条　平成二十四年四月一日において第四条の規定による改正後の平成十七年改正規程附則第十一条の規定による給料に関する状況を考慮して両議院の議長が協議して定める年齢に満たない国会職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び特別給料表、指定職給料表又は特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員（以下この条において「除外国会職員」という。）である者を除く。）のうち、当該国会職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の給与規程第一条第八項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十四年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給（国会職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、二号給）上位の号給とする。